

1. 件名：運転期間に関する制度について

2. 日時：令和5年1月16日（月）11時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁8階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部原子力規制企画課

金城課長、中崎課長補佐、湯澤課長補佐、井上係長

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力政策課原子力基盤室

皆川室長、長田室長補佐

5. 要旨：

- 原子力規制庁より、同庁が請求を受けた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（以下、法という。）第4条第1項の規定に基づく行政文書の開示請求において、当該請求の対象となる文書のうち、資源エネルギー庁から受理した資料が存在する旨を伝達した。
- 資源エネルギー庁から、法に基づく一般的な対応方法として、法第12条に規定する事案の移送を希望すると発言があった。
- 原子力規制庁は、資源エネルギー庁の話聞きおき、面談を終了した。

6. 資料

- ・法第5条の不開示情報が確定し次第掲載